





様式1-1

- 法定準備金(資本準備金及び利益準備金)と任意積立金(退職手当積立金等)との合計額を記載してください。
- ② 準備金・積立金 … ただし、組合にあっては、組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金の合計額を記載してください。
- ③ 「直前決算時」及び「余剰(欠損)金処分」の各欄については、申請しようとする日の直前の決算により記載してください。
- 9 「損益計算書」の「税引前当期利益」欄には、直前1年度分決算により記載してください。
- 10 「貸借対照表」の「流動資産」、「流動負債」、「固定資産」及び「総資本額」の各欄は、直前1年度分決算により記載してください。
- 11 「経営比率」の「総資本純利益率」、「流動比率」及び「自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値を記載してください。
- 12 「営業年数等」の「営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間(1年未満切り捨て)を記載してください。
- 13 「常勤職員の数(人)」の「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を記載し、それ以外の職員の数については「その他の職員」欄に記載してください。  
また、「計」の欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めた数を記載し、「役員等(計のうち数)」欄には、常勤役員又は事業主の数をうち数で記載してください。

測量等実績高

競争参加資格 希望業種区分	直前2年度分決算		直前1年度分決算		直前2ヶ年間の 年間平均実績高 (千円)				
	年月から 年月まで (千円)	年月から 年月まで (千円)	年月から 年月まで (千円)	年月から 年月まで (千円)					
測量									
建築関係建設コンサルタント業務									
土木関係建設コンサルタント業務									
地質調査業務									
補償関係建設コンサルタント業務									
その他									
合計									

有資格者(人)

構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算資格者
一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士
不動産鑑定士補					

技 術 士					
総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	上下水道部門
衛生工学部門	電気電子部門	機械部門	情報工学部門	総合技術監理部門 (地質調査)	地質調査

第一種電気 主任技術者	第一種伝送交換 主任技術者	線路主任技術者	A P E C エンジニア	R C C M
地質調査技士	補償業務管理士	公共用地経験者	土地家屋調査士	司法書士

自己資本額

区 分	直前決算時 (千円)	剰余(欠損)金処分 (千円)	合 計 (千円)
払込資本金			
準備金・積立金			
次期繰越利益(欠損)金			
計			(P)
(P)(再掲)			

損益計算書

税引前当期利益(千円)(S)	
----------------	--

貸借対照表

流動資産(千円)(m)	
流動負債(千円)(n)	
固定資産(千円)(q)	
総資本額(千円)(R)	

経営比率

総資本純利益率(S/R×100)		(%)
流動比率(m/n×100)		(%)
自己資本固定比率(P/Q×100)		(%)

営業年数等

創業	年 月 日
休業期間又は 転(廃)業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
現組織への変更	年 月 日
営業年数	年

常勤職員の数(人)

技 術 職 員	事 務 職 員	そ の 他 の 職 員		計	役員等(計のうち数)

## 業 態 調 書 ( 測 量 ・ 建 設 コ ン サ ル タ ン ト 等 )

登録部門及び希望業務の確認

登録部門及び希望業務		登録	希望
測 量	測量一般	/	
	地図の調整		
	航空測量		
建 築 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	建築一般	/	
	意匠		
	構造		
	暖冷房		
	衛生		
	電気		
	建築積算		
	機械積算		
	電気積算		
	工事監理(建築)		
	工事監理(電気)		
	工事監理(機械)		
	調査		
	耐震診断		
	地区計画及び地域計画		
地質調査			
補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	補償	土地調査	
		土地評価	
	コン	物件	
		機械工作物	
		営業補償・特殊補償	
		事業損失	
		補償関連	
	ト	総合補償	
	不動産鑑定		

登録部門及び希望業務		登録	希望
土 木 関 係 コ ン サ ル タ ン ト 業 務	建 設 コ ン サ ル タ ン ト	河川・砂防及び海岸・海洋	
		港湾及び空港	
		電力土木	
		道路	
		鉄道	
		上水道及び工業用水	
		下水道	
		農業土木	
		森林土木	
		水産土木	
		廃棄物	
		造園	
		都市計画及び地方計画	
		地質	
		土質及び基礎	
		鋼構造及びコンクリート	
		トンネル	
		施工計画・施工設備及び積算	
		建設環境	
		機械	
電気電子			
業 務	ト	交通量調査	/
		環境調査	
		経済調査	
		分析・解析	
		宅地造成	
		電算関係	
		計算業務	
		資料等整理	
施工管理			

※ 記載要領

- 1 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」、「航空測量」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。
- 2 「建築関係コンサルタント業務」における「建築一般」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。
- 3 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。
- 4 工事監理(建築)、工事監理(電気)及び工事監理(機械)については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合は、記載してください。





# 使 用 印 鑑 届

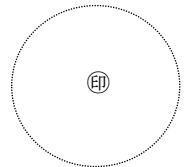
令和 年 月 日

南三陸町長 佐藤 仁 様

住 所

商号又は名称

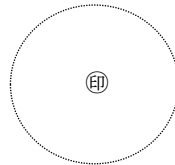
代表者氏名



実印

私は、次の印鑑を下記の事項を提出する書類に使用するものとして届け出ます。

使用印



記

## 提出事項

1. 入札参加資格審査申請に関する事。
1. 入札及び見積もりに関する事。
1. 復代理人選任に関する事。
1. 契約の締結及び契約の履行に関する事。
1. 契約代金の請求及び受領に関する事。



# 委 任 状

令和 年 月 日

南三陸町長 佐藤 仁 様

(委任者)

郵便番号 〒

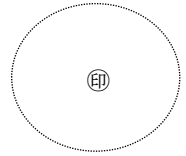
住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

F A X 番号



実印

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項に関する権限を委任します。

(受任者)

郵便番号 〒

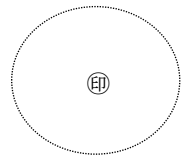
住所

商号又は名称

役職及び氏名

電話番号

F A X 番号



使用印

## 1. 委任事項

1. 入札参加資格審査申請に関すること。
1. 入札及び見積もりに関すること。
1. 復代理人選任に関すること。
1. 契約の締結及び契約の履行に関すること。
1. 契約代金の請求及び受領に関すること。
- 1.
- 1.

## 2. 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

# 誓 約 書

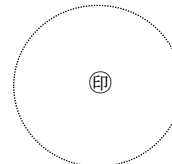
令和 年 月 日

南三陸町長 佐藤 仁 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名



実印

私は、令和2年度及び令和3年度南三陸町競争入札参加資格審査申請にあたり、南三陸町暴力団排除条例(平成24年南三陸町条例第30号、以下「条例」という。)に基づき、南三陸町が発注する建設工事その他の町の事務又は事業(以下「公共工事等」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を入札、契約から排除していることを承知のうえで、下記事項について誓約します。

## 記

- 私は、条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当せず、また、将来においても該当することはありません。
- 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、貴職から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等が警察に提供されることについて同意します。
- 私は、相手方が本誓約書1に該当する者であることを知りながら下請契約(当該契約に係る業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れに係る契約をいう。以下同じ。)を締結することはしません。また、下請契約の相手方が本誓約書1に該当する者であることが判明した場合は、当該契約を解除します。
- 私は、公共工事等に係る契約(下請契約を含む。以下この項において同じ。)に係る業務の遂行にあたり暴力団員等による不当な行為を受けたときは、貴職に報告するとともに、所轄警察署に通報します。
- 私は、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。